

大通達甲（交規）第2号
令和7年4月25日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1 年

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

自動車保管場所証明事務取扱要領の改正について（通達）

自動車の保管場所に関する証明事務については、「自動車保管場所証明事務取扱要領の改正について」（令和2年12月28日付け大通達甲（交規）第7号）により運用しているところであるが、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）が施行され、保管場所標章が廃止されたことに伴い、別添のとおり「自動車保管場所証明事務取扱要領」を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（交通規制課規制総務係）

別添

自動車保管場所証明事務取扱要領

第1 総則

1 趣旨

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。）に規定する保管場所証明書（保管場所法第4条に規定する保管場所の確保を証する書面をいう。以下同じ。）の交付（以下「保管場所証明」という。）、保管場所の届出、保管場所の変更届出及び保管場所証明書の再交付（以下「保管場所証明事務」と総称する。）に関する事務については、保管場所法、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「施行令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 自動車

「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。

(2) 保有者

「保有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。例えば、自家用自動車の所有者、自動車運送事業者、レンタカー業者、リース形態の場合の自動車の賃借人等は、通常これに該当する。

(3) 管理責任者

「管理責任者」とは、自動車の保有者から当該自動車について一定期間継続して管理を委託され、その運行に関して責任を負う者をいう。例えば、自動車の保有者から当該自動車を別荘で管理する旨依頼された別荘管理人は、通常これに該当する。

(4) 保管場所

「保管場所」とは、車庫、空き地その他自動車を通常保管するための場所で、施行令第1条で定める要件を全て備えたものをいう。この場合において、「通常」とは、自動車を運行する根拠地としての性格及び使用の反復・継続性を有すれば足りるものとする。

(5) 使用の本拠の位置

「使用の本拠の位置」とは、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合はその住所又は居所を、保有者が法人の場合はその事務所の所在地をいう。この場合において、「保有者の住所」とは、保有者が当該自動車を使用して営む生活の事実上の根拠地となっている場所をいい、多くの場合は、住民票に記載されている住所をいう。

第2 申請等に係る共通事項

1 申請等の受理の基本

(1) 申請等の受理

保管場所証明、保管場所の届出、保管場所の変更届出及び保管場所証明書の再交付に係る申請及び届出（以下「申請等」という。）は、当該申請者又は届出者（以下「申請者等」という。）の自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）が受理するものとする。

(2) 申請等の各件主義

所轄署長が行う保管場所証明事務は、大きさを具体的に特定された自動車について個別的に調査を行い、当該自動車について保管場所が確保されていることを証明するものである。したがって、1通の申請書及び届出書（以下「申請書等」という。）により2台以上の自動車に係る保管場所証明書を交付することはできないので、一括しての申請等は認めないこと。

2 必要書類

保管場所証明事務に係る申請等に必要な書類は、別表のとおりとする。

3 申請等の受理要領

(1) 書類の審査

ア 提出された書類は、次の事項を審査すること。

(ア) 必要書類の有無及び記載漏れ、誤記等の有無

(イ) 申請書等に記載されている自動車の大きさ、自動車の保管場所の位置並びに申請者等の住所及び氏名と添付書類に記載されている事項との相違点の有無

イ 書類審査の結果、不備がなければこれを受理し、不備がある書類は、その理由を確実に教示して返却すること。ただし、不備の内容が軽易なものでその場で訂正可能なものについては、指導して訂正させた上で受理すること。

(2) 関係書類の訂正

ア 申請書等の記載事項を訂正する必要がある場合は、申請者等に訂正箇所を二重線で取り繕って訂正させること。

イ 申請者に交付する保管場所証明書の訂正箇所には、所轄署長の公印を押印すること。

ウ 保管場所証明書交付後の訂正は、認めないこと。

(3) 交付予定日の通知

申請を受理するときは、必ず申請者に対して保管場所証明書の交付予定日を通知すること。

4 代理人たる行政書士による申請等の取扱い

行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定により、行政書士が代理人として行う申請等については、次の事項に留意の上取り扱うこと。

(1) 委任状の取扱い

行政書士が代理人として作成し、又は提出する申請書等に基づき保管場所証明事務を行う場合には、代理権の有無及びその範囲を所轄署長が確認する必要があることから、当該申請書等の受理に際しては、原則として、委任状又はその写し（以下「委任状等」という。）を添付させること。

(2) 申請書等の記載事項の訂正

代理人たる行政書士による申請書等の記載事項の訂正については、当該行政書士が当該申請書等の訂正に関し代理権を有することが確認できる場合には、これを認めること。この場合においては、原則として、委任状等を提出させること。ただし、既に委任状等が提出されている場合で、当該委任の範囲に申請書等の記載事項の訂正が含まれているときは、この限りでない。

第3 保管場所証明等の申請等の受理

1 対象自動車

(1) 保管場所証明の対象自動車

保管場所証明の対象となる自動車は、車両法第4条に規定する新規登録、車両法第12条に規定する変更登録及び車両法第13条に規定する移転登録（変更登録及び移転登録は、使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）を受けようとする自動車で、施行令附則第2項第1号に規定する地域内に使用の本拠の位置があるものとする。

(2) 保管場所の届出の対象自動車

保管場所の届出の対象となる自動車は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 保管場所法第5条の規定による新規に運行の用に供しようとする軽自動車
で、施行令附則第2項第2号に規定する地域（以下「軽自動車適用地域」という。）に使用の本拠の位置があるもの

イ 軽自動車適用地域以外の地域から軽自動車適用地域に使用の本拠の位置を変更した軽自動車で、保管場所の位置を変更したもの

ウ 軽自動車適用地域に使用の本拠の位置を有し、保管場所法附則第6項第2号に規定する適用日前から運行の用に供されている軽自動車で、適用日以降

に保有者の変更があったもの

エ 運送事業用の軽自動車で、使用の本拠の位置を変更せず、自家用自動車として引き続き運行の用に供するもの

(3) 保管場所の変更届出の対象自動車

保管場所の変更届出の対象となる自動車は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 前記(1)の登録を受けた自動車で、使用の本拠の位置を変更せず保管場所の位置を変更したもの

イ 保管場所の届出を行った自動車で、使用の本拠の位置を変更せず保管場所の位置を変更したもの

ウ 保管場所の変更届出のあった自動車で、変更後の保管場所の位置を更に変更したもの

2 添付書面

規則第1条第2項（規則第3条第2項において準用する場合を含む。）に規定する保管場所証明及び保管場所の届出に係る申請書等に添付する書面は、具体的には、次のとおりとする。

(1) 自動車の保有者が当該申請等に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面

ア 自動車の保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合（建物に車庫を設置しているような場合において、土地は借地であるが、建物が自動車の保有者の所有するものであるときを含む。）には、保管場所使用権原疎明書面（自認書）（第1号様式）とする。

イ 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合には、土地又は建物の管理者から借りていることを疎明する書面として、次の書面のいずれか1通とする。

(ア) 駐車場の賃貸借契約書の写し

(イ) 前記(ア)に規定する書面がない場合は、駐車場を賃借している者であれば通常有している駐車場の料金の領収書等

(ウ) 保管場所使用承諾証明書（第1号様式）

(エ) 前記(ア)、(イ)及び(ウ)に規定する書面を作成し難い場合において、当該自動車の使用に関連のある都市再生機構等の公法人が、当該自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書

ウ 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合には、共有者全員の保管場所使用承諾証明書とする。

エ 官公署の保有する自動車の保管場所の場合には、当該官公署の管理責任者が作成する保管場所使用権原疎明書面（自認書）とする。

- (2) 当該申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る保管場所の所在図

保管場所の所在図・配置図（第2号様式）とする。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア 使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びにその間の距離が明記されていることを要するが、方位の記載は要しないこと。

イ 別図として地図の写しを添付することができる。この場合においては、使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記するほか、距離を表すための当該自動車の使用の本拠の位置を中心とした半径2キロメートルの円を図示すること。

- (3) 当該申請に係る場所並びに当該申請に係る場所の周囲の建物、空地及び道路を表示した配置図

保管場所の所在図・配置図とする。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア 当該保管場所、周囲の建物、空地及び道路が明記されていること。

イ 保管場所の平面の寸法及び道路の幅員が明記されていること。

ウ 使用の本拠の位置と保管場所の位置とが一致する場合は、配置図に当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示しているものであれば足り、別に所在図を作成する必要はないこと。

- (4) 複数の自動車に係る申請等の場合の書面

申請書等の表示上同一の保管場所の位置にあることとなる保管場所について複数の自動車を保管することを内容とする申請等が同時になされるものについては、前記(1)、(2)及び(3)に規定する書面は、それぞれ1通でよいものとする。

3 所在図の省略

- (1) 使用の本拠の位置及び保管場所が旧自動車のときと同一である場合の省略

規則第1条第3項第1号（規則第3条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、保管場所証明の申請又は保管場所の届出を行う場合において、申請等に係る自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者等が保有者である自動車であって申請等に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請等に係る場所が旧自動車の保管場所とされているときは、原則として、所在図の添付を省略することができるが、この場合においては、次に掲げる事項に留意すること。

の規定により、保管場所証明の申請又は保管場所の届出を行う場合において、申請等に係る使用の本拠の位置が申請等に係る場所（保管場所）の位置と同一であるとき（規則第1条第3項第1号に掲げる場合を除く。）も、原則として、所在図の添付を省略することができる。この場合においては、前記(1)ア(ウ)及び(ウ)に規定する事項のほか、「申請等に係る使用の本拠の位置が申請等に係る場所（保管場所）の位置と同一」であるとは、原則として、使用の本拠の位置の地番と申請等に係る場所（保管場所）の地番が同一である場合をいうものであり、「申請者等の住居又は所在地が一軒家等であれば、その敷地内に保管場所がある場合」、「申請者等の住居又は所在地が集合住宅等であれば、その敷地内に当該集合住宅等に附属する保管場所がある場合」等が該当することに留意すること。

4 必要に応じ提出を求める書類

保管場所及び使用の本拠の位置の確認について必要がある場合は、保管場所法第12条の規定により、次に掲げる書面その他必要な資料の提出を求めること。

(1) 申請者等の住所又は当該自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面

ア 住民票の写し

イ 印鑑証明書

ウ 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等

(2) 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面

ア 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し

イ 市町村長の発行する固定資産評価額証明書、土地所在証明書、公課（公租）金証明書等

5 受理に当たっての留意事項

(1) 保管場所証明書の住所

自動車の登録申請書に記載する申請者の住所については、印鑑証明書に記載されているものと同一でなければならないことから、保管場所証明に係る申請者の住所についても、住民登録、又は印鑑登録に係る住所（以下「登録住所」という。）と同一であることを要する。したがって、保管場所証明に係る申請に当たっては、登録住所が使用の本拠の位置であるか否かを問わず、住所欄には登録住所を記載するよう指導すること。

(2) 車台番号が確定していないとき

申請時に車台番号が確定していないことから申請書の「車台番号」欄を空欄として行われた保管場所証明に係る申請については、原則として受理して差し支えないものとする。ただし、保管場所証明書の交付は、車台番号が記入されるまでは行わないこと。

(3) 申請等の記録

保管場所証明及び保管場所の届出に係る申請等を受理したときは自動車保管場所証明・届出処理簿（第3号様式。以下「証明・届出処理簿」という。）に、保管場所の変更届出を受理したときは保管場所変更届出受理簿（第4号様式）に所定の事項を記載し、内容を明らかにしておくこと。

6 手数料の徴収

(1) 手数料（自動車保管場所証明手数料をいう。以下同じ。）は、大分県使用料及び手数料条例（昭和31年大分県条例第27号）に定めるところにより、保管場所証明に係る申請の受理時に徴収すること。

(2) 国又は地方公共団体については、手数料が免除されるので次により取り扱うこと。

ア その所属する官公署名及び代表者の氏名を記入させること。

イ 証明・届出処理簿及び保管場所変更届出受理簿の備考欄に免除の理由を記入し、経緯を明らかにしておくこと。

(3) 徴収した手数料は、調査の結果、保管場所証明書を交付しない場合であっても還付しないこと。

第4 現地調査の実施

1 現地調査

(1) 事務の委託

ア 保管場所証明及び軽自動車に係る保管場所の届出に係る現地調査事務及び書類調査事務（以下「調査委託事務」という。）は、原則として民間の団体等に委託して行うものとする。

イ 調査委託事務の委託に当たっては、証明・届出処理簿に所要事項を記載した上、委託する者に対して申請等に係る書類を交付して現地調査及び書類調査を依頼すること。この場合においては、証明・届出処理簿の委託関係欄に委託月日を記載するとともに、受託者及び委託の経緯を明らかにしておくこと。

ウ 所轄署長は、受託者に対する調査委託事務について点検指導を徹底し、委託事務が適正に行われるよう監督に努めること。

(2) 警察職員による現地調査

所轄署長は、次のいずれかに該当する場合は、警察職員に現地調査を行わせること。

なお、保管場所に立ち入る場合は、保管場所の管理者等に対して、警察手帳又は名札（大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）第33条の2の名札をいう。）を提示して身分を明らかにした上、立入

りの目的を説明して承諾を得るとともに、できる限り申請者等の立会いを求めた上で実施すること。

ア 受託者から報告された自動車保管場所調査結果報告書（第5号様式）の内容について疑義がある場合

イ 物理的に保管が不可能な車庫を保管場所として届け出ているなどの疑義がある場合

ウ その他現地調査を行うことが適当であると認められる場合

(3) 調査結果の報告

所轄署長は、受託者又は警察職員に現地調査を行わせたときは、自動車保管場所調査結果報告書又は軽自動車保管場所調査結果報告書（第6号様式）により結果を報告させること。この場合において、報告の期限は、申請等の受理後3日以内（大分県の休日を定める条例（平成元年大分県条例第21号）第1条第1項に規定する県の休日は含まない。）とする。

2 現地調査の省略

保管場所の届出に係る現地調査は、省略するものとする。ただし、前記(2)アからウまでのいずれかに該当するとき及び軽自動車に係る保管場所の届出のうち、所轄署長が必要と認めて軽自動車保管場所調査依頼書（第7号様式）により調査を依頼するときは、この限りでない。

また、保管場所の変更届出がなされた場合、必要な記載がなされた書面が添付されていれば現地調査の必要はないものとする。

第5 保管場所の適否の判断

1 保管場所の適否の判断基準

保管場所の適否の判断は、次の基準によるものとする。

- (1) 保管場所の位置と自動車の使用の本拠の位置との距離は、直線で2キロメートルを超えないものであること。
- (2) 保管場所が、商品置場、倉庫、作業所、荷さばき所等他の目的に使用されるなど、保管場所として継続して使用できないものでないこと。
- (3) 保管場所に直結する道路は、当該申請に係る自動車で通行することが車両制限令（昭和36年政令第265号）に定める幅員の制限に抵触しないこと。ただし、抵触する場合であっても道路管理者から通行許可（認定）証が交付されることが明らかな場合は、この限りでない。
- (4) 保管場所に直結する道路は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第1項の規定による通行禁止の交通規制が行われていないこと。ただし、交通規制が行われている場合であっても、公安委員会が交通規制の対象から除外し、又は所轄署長がやむを得ない理由があるとして通行を認めるなど、当該申請に係

る自動車の通行が可能な場合は、この限りでない。

- (5) 保管場所は、申請等に係る自動車の全体が収容できる範囲の広さを有すること。

2 使用の本拠の位置の認定基準

(1) 具体的取扱い

使用の本拠の位置については、自動車を運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をするという実態を備えている場所であるか否かで判断し、具体的には、次の基準により取り扱うこと。

ア 自然人に係る具体的取扱い

(7) 住民登録されている住所の場合

自動車の保有者その他自動車の管理責任者（以下「保有者等」という。）の住所が住民登録されている場合には、通常、使用の本拠の位置として認められるが、住民登録の事実のみで、実際に居住している実態がなく、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理する機能を有していない場合は、当該住所は使用の本拠の位置には該当しないものとする。

(イ) 住民登録されていない転居先等の場合

保有者等が転居したばかりで住民登録されていない場合等、その場所を生活の本拠として実際に自動車を使用しており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理している実態があるときは、使用の本拠の位置として認められる場合もあるものとする。

(ウ) 別荘の場合

保有者等が、夏季等に長期間継続して又は頻繁に別荘で生活している場合で、当該別荘が自動車を使用して営む生活の事実上の拠点となっており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理する機能を有しているときは、使用の本拠の位置として認められる場合もあるものとする。

(エ) 個人事業者の事務所等の場合

個人事業者の事務所や店舗は、その者の住所又は居所ではないが、業務上の活動の拠点であり、当該自動車が当該事業のためこれらの事務所等を拠点として使用され、当該自動車の点検整備、運行管理等がなされており、かつ、実際に事業が行われているときは、使用の本拠の位置として認められる場合もあるものとする。

イ 法人に係る具体的取扱い

(7) 法人登記されている営業所の場合

自動車の保有者が法人である場合に、本店又は支店として登記されている営業所は、通常、使用の本拠の位置として認められるが、登記の事実の

みで、実際に営業活動が行われている実態がなく、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理する機能を有していない場合は、使用の本拠の位置には該当しないものとする。

(イ) 法人登記されていない営業所の場合

法人登記されていない営業所であっても、当該営業所を営業活動の拠点として実際に自動車を使用しており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理している実態があるときは、使用の本拠の位置として認められる場合もあるものとする。

(ウ) 社員の個人宅等の場合

パソコン等の情報通信手段等を利用し、自宅や分散された単位オフィス（サテライトオフィス）等を職場として業務を行うテレワークの進展等により、法人の保有する自動車について、当該法人の社員の個人宅等を使用の本拠の位置とする申請等がなされた場合は、当該個人宅を業務上の活動の拠点として実際に自動車を使用しており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理している実態があるときは、当該社員が当該自動車の管理責任者として認められ、使用の本拠の位置として認められる場合もあるものとする。

(2) 留意事項

使用の本拠の位置の認定に当たっては、いわゆる車庫飛ばし事案を防止する観点から、個々の申請等の具体的事情に照らし、必要に応じて使用の本拠の位置の現地調査を行い、居住又は業務の実態、自動車の使用状況等について、申請者等に対する聴取、資料の提出の求め等、必要な措置を講ずること。

第6 保管場所証明書の交付及び申請の却下

1 保管場所証明書の交付

(1) 所轄署長は、保管場所証明の申請等に係る提出書類及び現地調査に基づき、施行令及び前記第5に適合するか否かを総合的に判断し、保管場所が確保されていると認める場合は、速やかに保管場所証明書を交付すること。

(2) 保管場所証明書の交付については、証明・届出処理簿によりその経過を明らかにしておくこと。

2 申請の却下

所轄署長は、保管場所証明の申請で保管場所が確保されていると認められないときは、申請者に対してその理由を速やかに連絡するとともに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求の方法を教示し、申請書（正本）に「不可」と記入して交付すること。この場合において、証明・届出処理簿の適否欄は「否」とし、否の理由欄に不可とする理由を朱書きすること。

第7 保管場所証明書の再交付

1 再交付申請の受理

- (1) 保管場所証明書の再交付申請に当たっては、所轄署長は、自動車保管場所証明書再交付申請書（第8号様式）及び自動車保管場所証明に係る申請書2通を提出させること。この場合においては、添付書面は不要とし、現地調査を省略するものとする。
- (2) 再交付申請を受理したときは、保管場所証明書再交付申請受理簿（第9号様式）により、受理、交付及び受領の経緯を明らかにしておくこと。
- (3) 保管場所証明書を再交付したときは、先に交付した保管場所証明書の控えの欄外にその旨を記載して経過を明らかにしておくこと。

2 留意事項

- (1) 証明年月日は、先に交付した保管場所証明書の証明年月日と同一とすること。
なお、先に交付した保管場所証明書交付後、1か月を経過した後の再交付申請については、これを受理しないこと。
- (2) 保管場所証明書の再交付申請に当たっては、手数料は不要であるので、これを徴収しないこと。

第8 雑則

1 自動車保管場所の把握

所轄署長は、特定の者が保管場所として利用することができる場所（10台以上駐車可能な場所をいう。）については、保管場所の使用実態を常に把握して不正申請の防止に努めること。

2 電算入力事務

(1) 事務の委託

ア 保管場所証明事務に係る電算入力事務は、原則として民間の団体等に委託して行うものとする。

イ 電算入力事務を委託した民間の団体等の職員が、新たに電算入力事務を行う場合には、誓約書（第10号様式）により保秘に関する誓約を徴収すること。

(2) 入力資料及び出力資料の取扱い

保管場所証明事務に係る電算入力資料及び出力資料については、厳正な管理及び適正な取扱いを行うよう徹底すること。

3 簿冊等の処理

- (1) 証明・届出処理簿は、受理から交付までの経緯を該当欄に記載し、調査事務の経緯を明確にして保管すること。
- (2) 保管場所証明、保管場所の届出及び保管場所の変更届出の関係書類は、自動

車保管場所調査結果報告書、保管場所証明又は保管場所の届出に係る申請書等、保管場所の所在図・配置図及び使用権原書の順に一括編集すること。

- (3) 保管場所証明書再交付申請に係る申請書は、受付順に編集して保管すること。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。

別表

種 別	申 請 書 ・ 届 出 書	添 付 書 類
保管場所証明 書交付申請	自動車保管場所証明申 請書(規則別記様式第 1 号) 2 通(正本及び副本)	(1) 保管場所使用承諾証明書・保管場 所使用権原疎明書面(自認書)(第 1 号 様式)又はその他の賃貸契約書等保 管場所として使用する権原を有する ことを疎明できる書面のいずれか 1 通 (2) 保管場所の所在図・配置図(第 2 号 様式) 1 通
保管場所届出	自動車保管場所届出書 (新規・変更)(規則別記	
保管場所変更 届出	様式第 2 号) 1 通	
保管場所証明 書再交付申請	自動車保管場所証明書 再交付申請書(第 8 号様 式) 1 通及び自動車保管場 所証明申請書(規則別記様 式第 1 号) 2 通(正本及び 副本)	不要
備 考	自動車保管場所証明申請書の正本は、保管場所証明書とすること。	

第 1 号様式

保 管 場 所 使 用 承 諾 証 明 書

保 管 場 所 の 位 置			
使 用 者	住所	電話	
	氏名		
使 用 期 限	年 月 日 から 年 月 日 まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明します。			
警察署長 殿			
住所			
氏名			
電話			

- 備考
- 1 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。
 - 2 次のいずれかの書面を添付する場合は、この保管場所使用承諾証明書は必要ありません。
 - ・ 駐車場の賃貸契約書の写し
 - ・ 駐車場の賃貸契約書の写しがない場合は、賃貸契約している駐車場の料金の領収書等
 - ・ 以上のものが作成しがたい場合で、住宅公団等の公法人が「保管場所として使用する権原を有すること」を確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書

保 管 場 所 使 用 権 原 疎 明 書 面 （ 自 認 書 ）

証明申請・届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。
警察署長 殿
住所
氏名
電話

- 備考
- 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。
 - 2 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○を付けてください。

注 意

一 他人の土地・建物を使用・承諾を保管場所として記載する場合は、「他人の土地・建物を使用・承諾を保管場所として記載する場合は、」

二 本人所有の土地・建物を使用・承諾を保管場所として記載する場合は、「本人所有の土地・建物を使用・承諾を保管場所として記載する場合は、」

交通課長	係 長	主 任

受理 年 月 日

[illegible]

第 4 号様式

保管場所変更届出受理簿

決裁欄			受理番号	受理月日	申請者氏名	備考
課長	係長	主任				
				月 日		
				月 日		
				月 日		
				月 日		
				月 日		
				月 日		
				月 日		
				月 日		
				月 日		
				月 日		
				月 日		
				月 日		

- 備考 1 受理番号は、年度ごとの一連番号とすること。
- 2 受理・交付月日及び受領者により、取扱いの経過を明確にしておくこと。

課 長	係 長	主 任	係

第 5 号様式

年 月 日									
警察署長 殿									
調査員									
自動車保管場所調査結果報告書									
申請者 に係る									
自動車の保管場所に関し調査した結果は、次のとおりであるので報告します。									
警 察 署 受 理 番 号		第 号							
申 請 者 住 所 氏 名									
自 動 車 使 用 の 本 拠 の 位 置									
保 管 場 所 の 位 置									
申 請 車 種 、 諸 元 等		車 名	長		幅		高		
			さ	cm		cm	さ	cm	
現 地 調 査	保管場所の種別	車庫、空地、店舗、工場、貸ガレージ							
	保管場所の大きさ	縦		横		高さ			
		m		m		m			
	道 路 状 況	出入口道路幅員		m		申請車両通行可否		可 否	
	使用の本拠と保管場所との距離	km							
	権 原 書 の 真 偽	真		偽		不明 ()			
	そ の 他								
調 査 員 意 見		適当 不適當 ()							
備 考									

第 6 号様式

年 月 日

警察署長 殿

調査員

軽自動車保管場所調査結果報告書

届出者

に係る

軽自動車の保管場所に関し調査した結果は、次のとおりであるので報告します。

警 察 署 受 理 番 号		第		号	
届 出 者 住 所 氏 名					
自 動 車 使 用 の 本 拠 の 位 置					
保 管 場 所 の 位 置					
調 査 果	二重取得の有無		有 無		
	既 存 車 両	車 種	普通 軽四 その他 ()		
		車 名			
		登 録 番 号			
	備 考				

第 7 号様式

年 月 日		
殿		
警察署長		
軽自動車保管場所調査依頼書		
届出者 に係る 軽自動車の保管場所に関し、次の内容について調査を依頼します。		
調 査 対 象 車 両	警 察 署 受 理 番 号	第 号
	届 出 者 住 所 氏 名	
	自動車使用の本拠の位置	
	保 管 場 所 の 位 置	
	登 録 番 号	
調 査 依 頼 事 項		
1 保管場所の二重取得の有無		
2 既存車両の状況		
(1) 車 種		
(2) 車 名		
(3) 登録番号		
3 そ の 他		

第 8 号様式

自動車保管場所証明書再交付申請書					
年 月 日					
警察署長 殿					
住所 申請者 氏名					
証 明 番 号		第 号			
証 明 年 月 日		年 月 日			
申 請 内 容	登 録 番 号	車 名	型 式	車 台 番 号	自動車の大きさ
	自動車の使用の本拠の位置				
	自動車の保管場所の位置				
再 交 付 申請の理由					
備 考					

第 9 号様式

保管場所証明書再交付申請受理簿

決裁欄			受理番号	受理月日	交付月日	申請者氏名	申請理由	受領者	備考
課長	係長	主任							
				月 日	月 日				
				月 日	月 日				
				月 日	月 日				
				月 日	月 日				
				月 日	月 日				
				月 日	月 日				
				月 日	月 日				
				月 日	月 日				
				月 日	月 日				
				月 日	月 日				
				月 日	月 日				

備考 1 受理番号は、年度ごとの一連番号とすること。

2 受理・交付月日及び受領者により、取扱いの経過を明確にしておくこと。

誓 約 書

私は、貴警察署の諸規則その他指示された事項を遵守し、
業務で知り得た内容を他に漏らさないことを誓います。

年 月 日

警察署長 殿

氏名